

# 決 定 書

異議申出人 積丹郡積丹町 [REDACTED]  
田村 雄一

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年9月29日付けで提出された同年9月14日執行の積丹町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、積丹町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 本件異議の申出の趣旨

### 1 趣旨

申出人は、本件選挙における当選人松尾大樹（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

### 2 理由

当選人の立候補届出住所には生活実態がなく、当該選挙の選挙権の要件である引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者とはいえないため、立候補資格を満たしていないので当選は無効である。

## 決定の理由

当委員会は、申出人から提出された異議申出書について形式的要件を満たしていることから、令和7年10月1日、本件異議申出を受理した。

審理にあたっては、当選人に対して、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第13条第2項の規定により、本件異議申出について参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。

当選人からは、令和7年10月14日付けで代理人弁護士を選任した旨の通知があり、同月15日付けで意見書、陳述書及び証拠書類の提出があった。

また、当選人などに対して行審法第33条の規定により、証拠書類等についての物件の提出

を求めたほか、当選人に対して行審法第36条の規定による質問、関係者に対して公選法第212条第1項の規定による証人尋問、周辺住民からの聞き取り調査などを実施した。

申出人からは、令和7年10月6日付けで立候補届出住所の建物に係る写真が証拠書類として提出された。

なお、申出人及び当選人に対して、行審法第31条第1項の規定により、口頭意見陳述を希望するか確認したところ、希望したい旨の回答はなかった。

当委員会は、以上の審理手続きに基づき慎重に審理した。

## 1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

このため、当委員会は当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち公選法第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件である公選法第9条第2項に規定する「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを争点として調査することとした。

「引き続き3箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日を基準として算定するため、令和7年6月14日から令和7年9月14日までの期間（以下「本件期間」という。）とする。なお、「3箇月」の期間計算については、民法（明治29年法律第89号）による。

「住所」とは、民法第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（昭和35年3月22日最高裁判決）べきであり、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成9年8月25日最高裁判決）べきものとされる。

また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和3年12月23日東京高裁判決）とされる。

このような観点から、「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があるものと判断することができるが、客観的に証明することが困難であるため、水道、プロパンガス、電気の使用状況、日々の生活状況、関係者の証言及び提出資料等から総合的に判断することとした。

## 2 用語について

本決定で使用する用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 立候補届出住所 積丹町大字美国町字船濶365番地6（住民票住所）
- (2) 当選人主張住所 積丹町大字美国町字美良波203番地3

## 3 当選人の主張の要旨

当選人から提出された意見書、陳述書及び証拠書類並びに当委員会が収集した資料を精査し、当選人に対して質問を行った。

当選人の主な主張は次のとおりである。

- (1) 公選法及び地方自治法上の住所要件は、当選人が住民票上の住所に住所を有することを要件としているのではなく、住民票上の住所以外の場所が客観的に生活の本拠とされる住所であったとしても、当該生活の本拠とされる住所が当該選挙区域となる市町村内であれば、住所要件を満たすものといえる。
- (2) 本件期間の客観的に生活の本拠とされる住所は、当選人主張住所である。
- (3) 当選人は、立候補届出住所の建物に平成26年12月頃から、当選人、元妻及び子2人の4人で居住していた。

また、当選人が代表社員に就任している合同会社<sup>たいむ</sup>楽愛夢（以下、「楽愛夢」という。）が行っている居宅介護支援事業（ケアプランセンターたいむ）においても、同建物を事業所として使用していた。
- (4) 立候補届出住所の建物は、築50年以上経過した建物で、令和3年秋頃には風呂場の床が抜けたり、同年10月には屋根の一部が剥がれるなど、不具合が多く出るようになり、子供が喘息持ちであったこともあり、生活場所について検討するようになった。
- (5) 令和4年3月末、元妻と子2人は小樽市にある元妻の実家に移り、当選人は、自身の居宅介護支援事業で仕事をするエリアとして、積丹町を中心としていたことから、当選人の母親が単身で居住する当選人主張住所の建物に移ることになった。
- (6) これは、当選人が行っている事業の関係で、夜中の転倒やベッドからの滑落、体調不良への対応など、24時間体制で何かあれば対応する必要があるためであり、生活の拠点を積丹町から離れた場所にすると業務に支障が生じることから、当選人の生活に必要な物品及び事業の関係で必要となる備品・物品等は令和4年3月末頃、当選人主張住所に移転した。
- (7) 以降、基本的に平日は別居生活となり、完全な休日といえるのは日曜日であるため、当選人が小樽へ行って子らに会うのは、日曜日に日帰りで行くか、土曜日の夜に行って宿泊して日曜日に帰るかのいずれかであったが、子らが当選人の母親に会いたいというのがあり、子らが元妻と一緒に当選人主張住所に来ることが割合としては多く、当選人は、別居生活が始まってからも、基本的に当選人主張住所で寝泊まりし、積丹地域で仕事をするという状況であった。
- (8) 令和6年6月20日、元妻と離婚したが、当選人と元妻は子らへの影響を考え、離婚後約1年は子らに離婚の話は伝えず、これまでと同様の生活を継続することで協議し、令和7年5月31日まで上記3－(5)から(7)記載の生活を継続した。
- (9) 令和7年5月、離婚から約1年が経過することから、令和7年6月1日からは、休日に元妻の居宅に行くことはせず、休日も含め完全に当選人主張住所の建物で寝泊まりすることを元妻や当選人の母親と話し、平日も休日も当選人主張住所で生活している。
- (10) 電気使用量が増え、当選人主張住所の建物のブレーカーが落ちることが増えたため、令和7年7月中旬から下旬頃に、当選人主張住所の建物のアンペア数を増やすよう北海道電力に申し入れ、同年8月、アンペア数を20Aから30Aに増設した。
- (11) 当選人の母親は生活保護を受給していたが、福祉事務所に事情を説明し、当選人が完全に当選人主張住所で寝泊まりするようになった令和7年6月1日から同年10月の期間は、過払いとして保護費の返還が決定されており、これは当選人の居住を裏付ける出来事である。
- (12) 郵便物は、令和5年1月に当選人主張住所へ転送するよう転居届を提出し、令和6年1月、

改めて1年間、転送届の期間を更新したので、令和5年1月以降、当選人個人に対する郵便物と、事業所及び法人の関係での郵便物はいずれも当選人主張住所に届いている。

(13) 当選人が提出した主な証拠書類は次のとおりである。

- ① 当選人の母親の住民票
- ② 当選人の母親に係る生活保護費の返還通知書
- ③ 楽愛夢の登記事項証明書
- ④ 楽愛夢が積丹町の指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託していることを証明する積丹町からの支払通知書
- ⑤ 楽愛夢が作成した当選人の令和7年4月分から同年9月分までの出勤簿
- ⑥ 当選人主張住所における令和7年2月分、4月分、5月分、8月分の電気料金領収証
- ⑦ 当選人主張住所における令和7年7月分の電気料金請求書
- ⑧ 当選人主張住所における令和7年3月分から9月分までの水道・下水道使用水量等のお知らせ
- ⑨ 転送期間を2026年1月26日まで当選人主張住所とすることが記載された当選人宛て郵便封筒
- ⑩ 当選人主張住所が記載された当選人宛て郵便封筒
- ⑪ 当選人が契約者名義であるインターネット契約を示す書類

#### 4 当委員会が確認した事実等

##### (1) 立候補届出住所の状況

###### ① 建物の状況

検証の結果、建物正面左側の大部分の屋根が破損しブルーシートで補修しているほか、1階の外壁が広範囲で剥がれていること。また、建物正面右側では屋根を支える構造材が破損しているほか、換気口が設置されていたと推測される箇所が紛失しているなど、居住環境としては相当劣悪であることを確認した。

###### ② 水道、電気及びプロパンガスの状況

水道メーターは剥がれ落ちた外壁とともに地面に放置されており、電気メーターは表示窓が汚れ、稼働を確認できない状況であった。また、家屋の周囲にプロパンガスボンベの設置は確認できなかった。

職権により、積丹町に対し当該建物の水道使用量に係る納入通知書の最終発行年月及び使用量を調査したところ、令和4年2月発行（令和4年2月分）で、使用量は0 m<sup>3</sup>であった。

###### ③ 周辺住人への聞き取り調査

次のとおり聞き取りした。

ア 当選人は知らないが、今年、建物を利用している人は見たことがなく、建物の現状から住んでいる人はいないと思う。傷んだ建物の維持管理についても見たことが無い。

また、当地域では各建物の前に燃えるゴミを置き、パッカー車が収集していくがゴミを置いているのを見たことが無い。

イ 当選人について知っている。何年か前は建物を利用していたが、最近に住んでおら

ず、何処にいるかはわからない。1年以上は利用していない。

## (2)住民基本台帳法上の届出状況

職権により令和7年10月21日に住民票を取得したところ、当選人は平成28年6月15日に立候補届出住所に転居し、取得日時点で当該住所から異動がないことを確認した。

当選人に対して、この状況について質問したところ、当選人が令和3年9月に執行された積丹町議会議員選挙で落選したため、母親の体調が悪くなり、その様子を見る目的があったこと。また、母親が生活保護を受給し暮らしていたため、当選人主張住所ですっと生活するというのではなく、積丹町内に適切な物件が見つければ転居することを検討していたため、転居届を提出しなかったと回答があった。

しかし、当委員会が令和7年10月1日付けで積丹町に対し、当選人の住民登録に係る調査を依頼していたところ、令和7年10月27日付けの回答により、調査期間中の同年10月23日に転居届の提出があり、令和7年6月1日に遡及し、当選人主張住所とする届出があった旨の回答を得ている。

## (3)当選人主張住所の状況

### ①建物の状況等

当該建物は、積丹町が管理する1棟12戸の公営住宅である。職権により積丹町に確認したところ、現に入居している者と同居して使用しようとする者がいる場合は、入居者から公営住宅同居承認申請書の提出が必要であり、また、毎年度、住宅使用料を決定するために、入居者からは入居者全員の所得などを記載した公営住宅収入申告書の提出を求めているとのことであるが、当選人の母親から公営住宅同居承認申請書の提出があったのは令和7年10月29日であり、これに対する承認通知年月日は同年11月11日であった。

また、当選人の母親が入居する公営住宅の間取りは3LDKであり、駐車場は入居世帯1世帯につき1台となっている。

なお、公営住宅法及び積丹町営住宅管理条例により、公営住宅の用途は居住用に限定されており、その用途を変更することは認められておらず、事業所としての形態をなしているかどうかに関わらず、原則として一切の事業活動は認められていないとのことであった。

当選人に対して、上記の提出日まで入居手続きを行っていない理由を質問したところ、上記4-(2)と同様の理由で手続きを行っておらず、また、楽愛夢の行っている居宅介護支援事業（ケアプランセンターたいむ）について、当該建物を事業所として使用する許可は受けていないと回答があった。

また、当選人の乗用車の駐車場所について質問したところ、当選人の母親に与えられている駐車場を利用していると回答があった。

### ②水道、プロパンガス及び電気の状況

これらの状況について質問したところ、契約者及び支払者は当選人の母親であると回答があり、また、当選人から提出された使用実績に関する証拠書類では、生活の本拠を有していたかを検証するには不十分であったため、当委員会が職権により、積丹町、北海道電力及び個人事業者に対し調査した。

当選人の主張を検証するため、調査期間については、いずれも令和3年3月分から同年7

月分、令和4年3月分から同年7月分、令和6年6月分から同年10月分、令和7年6月分から同年10月分までとした。

【水道の使用実績】

ア 令和3年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
3月分	令和3年2月26日～令和3年3月25日	29
4月分	令和3年3月26日～令和3年4月26日	30
5月分	令和3年4月27日～令和3年5月25日	27
6月分	令和3年5月26日～令和3年6月25日	33
7月分	令和3年6月26日～令和3年7月26日	32

イ 令和4年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
3月分	令和4年2月26日～令和4年3月25日	29
4月分	令和4年3月26日～令和4年4月25日	23
5月分	令和4年4月26日～令和4年5月25日	18
6月分	令和4年5月26日～令和4年6月27日	20
7月分	令和4年6月28日～令和4年7月25日	18

ウ 令和6年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
6月分	令和6年5月28日～令和6年6月25日	16
7月分	令和6年6月26日～令和6年7月25日	19
8月分	令和6年7月26日～令和6年8月26日	25
9月分	令和6年8月27日～令和6年9月25日	19
10月分	令和6年9月26日～令和6年10月25日	17

エ 令和7年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
6月分	令和7年5月26日～令和7年6月25日	16
7月分	令和7年6月26日～令和7年7月25日	17
8月分	令和7年7月26日～令和7年8月25日	22
9月分	令和7年8月26日～令和7年9月25日	18
10月分	令和7年9月26日～令和7年10月27日	18

上記の使用実績中、令和3年4月分から7月分の各月分が、令和4年4月分と7月分の各月分より使用量が多い理由を質問したところ、令和3年頃は当選人と元妻が仕事をしていたため、平日はほとんど、子を当選人主張住所の実家に預け、食事や入浴を補助してもらっていた。また、浴槽にお湯を張って入浴していたため、使用量が多かったと思われると回答があった。

**【プロパンガスの使用実績】**

当該建物では、給湯（浴室を含む。）及びガスコンロの熱源となっている。

ア 令和3年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
3月分	令和3年2月19日～令和3年3月18日	22.2
4月分	令和3年3月19日～令和3年4月19日	24.7
5月分	令和3年4月20日～令和3年5月18日	19.0
6月分	令和3年5月19日～令和3年6月17日	22.2
7月分	令和3年6月18日～令和3年7月17日	20.8

イ 令和4年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
3月分	令和4年2月17日～令和4年3月17日	23.7
4月分	令和4年3月18日～令和4年4月18日	21.1
5月分	令和4年4月19日～令和4年5月17日	12.4
6月分	令和4年5月18日～令和4年6月17日	12.0
7月分	令和4年6月18日～令和4年7月16日	11.3

ウ 令和6年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
6月分	不明	不明
7月分	令和6年6月21日～令和6年7月19日	11.1
8月分	令和6年7月20日～令和6年8月17日	12.8
9月分	令和6年8月18日～令和6年9月17日	10.9
10月分	令和6年9月18日～令和6年10月17日	11.4

エ 令和7年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
6月分	令和7年5月19日～令和7年6月17日	10.4
7月分	令和7年6月18日～令和7年7月17日	9.3
8月分	令和7年7月18日～令和7年8月16日	10.1
9月分	令和7年8月17日～令和7年9月18日	10.4
10月分	令和7年9月19日～令和7年10月16日	9.1

上記の使用期間中、令和3年5月分から7月分の各月分が、令和4年5月分と7月分の各月分より使用量が多い理由を質問したところ、水道使用量の増加理由と同様であり、また、浴槽にお湯を張ることが多かったため、使用量が多かったと思われると回答があった。

**【電気の使用実績】**

ア 令和3年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (kwh)
3月分	令和3年2月8日～令和3年3月7日	369

4月分	令和3年3月8日～令和3年4月7日	361
5月分	令和3年4月8日～令和3年5月11日	355
6月分	令和3年5月12日～令和3年6月7日	296
7月分	令和3年6月8日～令和3年7月7日	347

イ 令和4年3月分から同年7月分まで

使用月	使用期間	使用量 (kwh)
3月分	令和4年2月8日～令和4年3月7日	398
4月分	令和4年3月8日～令和4年4月7日	404
5月分	令和4年4月8日～令和4年5月10日	368
6月分	令和4年5月11日～令和4年6月7日	289
7月分	令和4年6月8日～令和4年7月7日	321

ウ 令和6年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (kwh)
6月分	令和6年5月11日～令和6年6月7日	320
7月分	令和6年6月8日～令和6年7月7日	366
8月分	令和6年7月8日～令和6年8月7日	429
9月分	令和6年8月8日～令和6年9月8日	479
10月分	令和6年9月9日～令和6年10月7日	427

エ 令和7年6月分から同年10月分まで

使用月	使用期間	使用量 (kwh)
6月分	令和7年5月12日～令和7年6月6日	352
7月分	令和7年6月7日～令和7年7月7日	472
8月分	令和7年7月8日～令和7年8月7日	571
9月分	令和7年8月8日～令和7年9月7日	610
10月分	令和7年9月8日～令和7年10月7日	421

上記の使用期間中、令和7年7月分から9月分の各月分が、令和6年7月分から9月分の各月分より使用量が多い理由を質問したところ、令和7年には下の子もテレビゲームをするようになり、また、令和7年8月より、暑さ対策のためクーラーを購入し、使用するようになったことが影響していると思われる。また、7月から8月は子の夏休みのため、当選人主張住所に来る機会が増えるので、使用量が総量として増えていたと思われると回答があった。

### ③周辺住民への聞き取り調査

当選人主張住所の建物の入居者から次のとおり聞き取りした。

ア 当選人を見たことがあるかについては正直わからない。本件選挙のときに当選人のポスターが貼られた自動車が駐車しているのを見ている。

イ 当選人のことは知っているが、外出することが少ないため、何年か会っていない。当選人の自動車が駐車しているのは見かける。

ウ 当選人を知っており、3～4年前から住んでいると思っていた。朝、仕事に行って、

夜帰って来ているように思う。時刻まではわからないが、当選人の自動車も昼間は無く、夜は駐車している。また、時期は定かではないが、奥さんと子供が外で遊んでいる姿を見たことがある。

エ 当選人は本件選挙で知り、直接、会ったことはない。当選人が母親と住んでいると聞いたことはあるが、週末に遊びに来ているイメージであった。選挙ポスターが貼られた自動車が駐車しているのは見ている。

オ 当選人を知っており、少なくとも令和7年4月以降は、当該建物を出入りするのを見ている、すれ違うこともある。朝、自動車に乗っていき、夜は駐車しているので住んでいると思う。昨年の夏頃は土日になると、当選人の自動車のほか別の自動車も駐車しており、女性の方が出入りしていた。

#### ④任意の居住実態調査

当委員会が任意で居住実態調査を依頼し、実施したところ、次のとおりであった。

ア 当選人が使用していると主張する部屋（洋間）

楽愛夢の事業に必要なと見込まれる机・パソコン・業務用イス・プリンター・ファックスなどの備品類のほか、毛布及び掛け布団が置かれたソファ・大型テレビ・空気清浄機・電気ストーブ・壁付け扇風機・本棚・電気ケトル・カレンダーなどがあった。

備品類等は、いずれも相当程度、使用されていることが窺えるものであり、全体として生活感があった。

イ その他の部屋

・リビングには、ソファ・テレビ・戸棚・ウォーターサーバ・インターネット用ルーター・ゲーム機用モニターなどがあった。

・ダイニングには、冷蔵庫・食器棚・オーブンなどがあった。

・洗面所には複数本の歯ブラシや電気シェーバー、浴室には男性用と女性用のシャンプーなどがあり、それぞれ相当程度、使用されていることが窺えるものであった。

・二つある和室には、布団・洋服・子供用おもちゃなどがあった。

ウ その他

分電盤に取りつけられているアンペアブレーカーは30Aであった。

#### (4) 本件期間における当選人の食事、買い物の状況

当委員会による上記の質問に対して、次のとおり回答があった。

朝食・昼食は食わず、夕食のみ食べる生活をしている。当選人主張住所の建物に帰る時間が母親の食事と被る場合は、母親が当選人の食事と一緒に作って提供することがあるが、遅く帰る場合は、当選人がスーパー等で弁当を購入し、帰宅後に食事をしている。

また、積丹町内の買い物は母親が、町外で買い物をするときは、当選人が中心に対応しているがレシートは既に廃棄している。

#### (5) 本件期間における当選人の起床、就寝の状況

当委員会による上記の質問に対して、楽愛夢の始業時間が朝9時、終業時間が夕方18時のため、朝7～8時頃起床し、就寝は23時～翌1時頃である。業務終了後は食事等を済ませ、プライベートの時間として過ごす、業務上、緊急時は夜間に電話連絡が来る場合があり、こ

の場合は対応している。また、本件期間は、外泊、旅行等もしていないと回答があった。

(6) 本件期間における当選人の洗濯、入浴の状況

当委員会による上記の質問に対して、母親が使用している洗濯機で、当選人の衣類も一緒に洗濯をしている。また、毎朝、シャワーを浴びているが、浴槽での入浴はしないと回答があった。

(7) 本件期間における当選人の就労状況

当委員会による上記の質問に対して、主に積丹町内の利用者宅を訪問し、ケアマネージャーとしてのサービス調整を行った。概ね20件前後であり、利用者毎に概ね月1回は訪問し、必要がある場合は、その都度対応した。また、当選人主張住所において、ケアプラン作成などの事務作業を行っていたと回答があった。

(8) 運転免許証等の変更手続きの状況

当委員会による上記の質問に対して、運転免許証及び加入している保険証の住所は立候補届出住所であると回答があった。

(9) 郵便物の状況

当選人が提出した証拠書類のほか、当委員会は、本件選挙において当選人が投票所に持参した選挙入場券（郵送はがき）を所有しており、転送期間を2026年1月26日まで当選人主張住所とすることが記載されたシールが貼付されていることを確認している。

郵便局へ確認した結果、転居届を提出した後、届出日から1年間貼付されるとのことである。

(10) 住民税に関する状況

職権により、積丹町に対し当選人の住所地課税要件を調査したところ、令和5年度分から令和7年度分までの住民税申告又は給与支払報告書において記載された住所は、立候補届出住所であることを確認した。

(11) 当選人の母親に関する生活保護の状況

職権により、当選人の母親に対して保護費の返還に関して調査したところ、当選人の供述どおり令和7年6月から令和7年10月までの保護費の返還を求める通知書の写しの提出があった。返還理由として、当選人の母親の扶助費について、長男（当選人）が転入したことにより令和7年6月1日付けで生活保護廃止となり、過払いが生じたためと記載されている。

(12) 関係者に対する出頭及び証言の請求

当委員会では、当選人の母親と元妻に対して出頭及び証言を求めた。このうち、元妻は出頭及び証言に応じなかったが、当選人の母親について、令和7年11月11日に証人尋問を行った。

その証言の主な内容は次のとおりである。

①私は、当選人が令和3年9月に執行された積丹町議会議員選挙で落選したため、少しく病になり、大体のことしか記憶がないところがある。当選人が心配して様子を見に来ていた。

②当選人らが居住していた立候補届出住所の建物は、令和3年10月の台風で屋根が剥が

れ住めなくなりましたが、そこに大きな犬がいたので面倒を見なければならず、しばらくは、立候補届出住所の建物、当選人主張住所の建物、小樽市の元妻の実家の3箇所生活していたと思う。令和4年3月頃には、私のところに楽愛夢の事業に必要なパソコンやファックスを持ってきた。

③その後、当選人は仕事が町内であるため、令和7年5月31日までは、昼はこちらにおり、風呂に入ったら帰った。私のところに泊まるのはあまりなかったと思う。孫が毎週金曜日から日曜日の夜まで私のところに来るので、元妻が送ってきて、その帰りに当選人を乗せて小樽市に行き、孫を迎えに来るときに当選人を乗せて来て、孫を連れて帰っていた。元妻は公営住宅に居住しており、乗用車を2台駐車することができないためである。

④令和7年6月1日からは、離婚から約1年が経過し、孫にも離婚したことを教えたので、当選人主張住所の建物で寝泊りしている。理由は選挙に出るためだと思う。

⑤3LDKの間取りで洋間1室と畳部屋が2室あり、当選人は洋間のソファで寝ており、食事は朝は食わず、昼は1週間に1、2回、インスタントラーメンなどで済ますことが多い。夜は、6時半までに帰ってきたら一緒に食べるが、仕事で遅くなることが多く、この場合は弁当を買ってきて食べている。

⑥当選人は朝起きて必ずシャワーを浴びて、仕事の書類などを用意して出発。出発したら夜遅くまで帰ってこない。当選人の自動車は私の契約している駐車場に駐車している。

⑦当選人の入居手続きは行っておらず、忘れていた。家賃を支払っているのは私である。

⑧私の生活保護の返還については、6月頃に必ず福祉事務所担当者の訪問があるので、その際に6月1日から当選人と同居したことを言おうと思っていたが延期になり、その後、忙しくて伝えるのを忘れ、慌てて9月頃に電話して事情を説明し、返還することとなった。

#### (13) 元妻の住所に関する状況

検証の結果、小樽市が管理する公営住宅であり、駐車場については住宅自治会によって管理され、玄関入口に、来客用駐車場へ基本的に15分以上駐車することを禁止し、違反した場合は、警察へ通報する旨の文書が貼付されているのを確認した。

### 5 当委員会の判断

以上の確認した事実等を踏まえ、当選人が本件期間において当選人主張住所に生活の本拠を有していたか判断する。

(1) 一般に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならない、これには睡眠、食事、入浴といったものが含まれる。これらの行為を行うためには、当該場所において水道、電気、ガス等を使用することが必要であり、これらの使用量は、世帯人数、ライフスタイル、居住する場所などで異なるが、これらを使用せずに現に起臥していたと認定するためには、可能とする特別な事情が必要となる。

このため、本件期間、上記のような日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

①水道の使用状況について

当選人は、令和4年3月末、当選人の母親が単身で居住する当選人主張住所の建物に移り、令和6年6月20日に元妻と離婚した後、令和7年6月1日からは平日も休日も同住所で生活していると主張しているため、令和4年4月以降の同住所での水道・プロパンガス・電気の各使用量は、特別な事情がないかぎり、当選人と当選人の母親の2人が生活していたと相当する使用量であるといえる。

令和4年4月分の使用量は23m<sup>3</sup>であり、同年5月分以降、本委員会が調査した期間において1か月の使用量は最少で16m<sup>3</sup>、最多で25m<sup>3</sup>であった。また、本件期間については、令和7年6月分が16m<sup>3</sup>、同年7月分が17m<sup>3</sup>、同年8月分が22m<sup>3</sup>、同年9月分が18m<sup>3</sup>となっている。

令和2年度の北海道内における生活用水の平均使用量は、1人1日260.1ℓ/日（国土交通省「令和6年版日本の水資源の現況」）であるため、月換算では7,803ℓ/月、2人世帯では15,606ℓ/月となり、概ね15.6m<sup>3</sup>とみなすことができる。

当選人の主張を検討するため、当該数値を令和4年4月分以降の当選人主張住所の使用量と比較すると、全ての期間において当該数値を上回っている。特に本件期間について、当選人が主張する洗濯、入浴の状況及び任意の居住実態調査などからは使用量に関しての不自然さを認めることはできず、居住者は当選人の母親のみで当選人が居住していないと判断することは困難である。

②プロパンガスの使用状況について

令和4年4月分の使用量は21.1m<sup>3</sup>であり、同年5月分以降、本委員会が調査した期間において1か月の使用量は最少で9.1m<sup>3</sup>、最多で12.8m<sup>3</sup>であった。また、本件期間については、令和7年6月分が10.4m<sup>3</sup>、同年7月分が9.3m<sup>3</sup>、同年8月分が10.1m<sup>3</sup>、同年9月分が10.4m<sup>3</sup>となっている。

令和3年度北海道家庭用エネルギー消費実態調査（一般社団法人北海道消費者協会）による集合住宅のLPガス使用量は、下表のとおりである。なお、当該調査による集合住宅の平均家族数は2.09人であり、また、給湯機器では66%の世帯でガスFF式給湯器を、暖房器具では9%の世帯がLPガスを熱源としている。

(単位：m<sup>3</sup>)

令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和3年 3月
11.4	9.6	7.9	6.5	5.7	5.1	5.7	11.7

当選人の主張を検討するため、当該数値を令和4年4月分以降の当選人主張住所の使用量と比較すると、データが不明であった令和6年6月分を除き、全ての期間において当該数値を上回っている。特に本件期間について、当選人が主張する入浴の状況及び任意の居住実態調査並びに、水道使用量との比較（浴室を含む給湯の熱源であるため）において使用量に関しての不自然さを認めることはできず、居住者は当選人の母親のみで当選人が居住していないと判断することは困難である。

### ③電気の使用状況について

令和4年4月分の使用量は404kwhであり、同年5月分以降、本委員会が調査した期間において1か月の使用量は最少で289kwh、最多で610kwhであった。また、本件期間については、令和7年7月分が472kwh、同年8月分が571kwh、同年9月分が610kwh、同年10月分が421kwhとなっている。

令和3年度北海道家庭用エネルギー消費実態調査（一般社団法人北海道消費者協会）による集合住宅の電気使用量は、下表のとおりである。

(単位：kwh)

令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和3年 3月
213.8	221.9	169.1	185.0	197.1	185.9	183.8	218.2

電気については、単身世帯に1人が加わり2人世帯となっても、変わらず使用する冷蔵庫、テレビ、洗濯機などの電化製品があるため、明らかな増加があるとは限らないが、当選人の主張を検討するため、当該数値を令和4年4月分以降の当選人主張住所の使用量と比較すると、全ての期間において当該数値を上回っている。特に本件期間について、当選人が主張する楽愛夢が行っている事業所としての状況及び任意の居住実態調査などからは、電気使用量に関しての不自然さを認めることはできず、居住者は当選人の母親のみで当選人が居住していないと判断することは困難である。

④以上のとおり、水道、プロパンガス及び電気の使用状況からは、本件期間において当選人主張住所で寝起きしていたかどうかまでは不明であるが、居住していないとの判断はできない。

(2)次に、上記以外の当委員会が確認した事実等により検討する。

#### ①立候補届出住所の状況

当選人は、令和4年3月末、立候補届出住所から当選人の母親が単身で居住する当選人主張住所の建物に移ったと主張しているが、当委員会が確認した事実等である水道使用量に係る調査等から、当選人の主張を否定する判断はできない。

なお、申出人は当選人の立候補届出住所に生活実態がないと主張しているが、当選人においても、本件期間の客観的に生活の本拠とされる住所は、当選人主張住所であると主張しているため、立候補届出住所について争いはない。

#### ②住民基本台帳法上の届出状況

住民票とは「居住関係を公証するもの」であり、住民基本台帳法に基づき、転居をした者は、転居をした日から14日以内に市町村長に届け出なければならない。

当選人の生活の本拠となる住所が、令和4年3月末以降、少なくとも本件期間において住民票の住所である立候補届出住所になかったということは、当選人の主張などからも明白である。

当選人は、当選人主張住所に転居届を提出しなかった理由を回答しているが、立候補届出住所に生活の本拠がないのであれば、同法に基づき、いずれかに住所を定め転居届等を提出すべきであり、当選人が同法で義務付けられた届出を怠っていたと推定する。

これらのため、当選人が令和7年10月23日に、当選人主張住所について令和7年6月1日を住定年月日とした転居届を提出し受理されているが、これをもって当選人主張住所に生活の本拠を有しているとは判断できない。

### ③当選人主張住所の状況

当選人主張住所の建物は積丹町が管理する公営住宅であり、入居する場合は入居手続きが必要である。

当選人は、令和4年3月末、立候補届出住所から当選人の母親が単身で居住する当選人主張住所の建物に移ったと主張しているが、当選人の母親から公営住宅同居承認申請書の提出があったのは令和7年10月29日であり、これに対する承認通知年月日は同年11月11日であることから、これをもって当選人主張住所に生活の本拠を有しているとは判断できない。

次に、周辺住民の聞き取り調査からは、当選人を知っているとした3人中2人が、当選人は朝、自動車に乗っていき、夜に帰って来ているとの内容で回答しており、これは当選人の母親の証言と符合している。当選人が本件期間中、全ての期間において寝起きをしていたとまで判断することはできないが、同調査から当選人が居住していないと判断することは困難である。

次に、任意の居住実態調査では、洋間に当選人が意見書等で主張した楽愛夢の事業に必要なと見込まれる備品類を確認できたが、これについては事業所と推定されるものであり、これをもって当選人主張住所に生活の本拠を有しているとは判断できない。

一方、当選人の母親の証言のとおり、同部屋に毛布及び掛け布団が置かれたソファがあり、大型テレビが置かれるなど全体としての生活感があり、また、洗面所や浴室などの実態からは、当選人が居住していないと判断することは困難である。

なお、当選人から当選人主張住所を生活の本拠とする証拠書類として、当選人が契約者名義であるインターネット契約を示す書類が提出されているが、平成31年3月に、子らが当選人主張住所で過ごすことがあるため、そのときにインターネットを使えるよう平成31年3月に契約したものとこのことであり、証拠書類として採用はできない。

### ④本件期間における当選人の食事、買い物の状況

当委員会が確認した事実等のとおりであるが、レシートが廃棄されているため、当選人主張住所に生活の本拠を有しているとは判断できない。

### ⑤本件期間における当選人の起床、就寝の状況

当委員会が確認した事実等のとおりであり、当選人主張住所における周辺住民の聞き取り調査及び母親の証言等から、特別の不自然さはなく一定程度の信憑性が認められ、当選人が居住していないと判断することは困難である。

### ⑥本件期間における当選人の洗濯、入浴の状況

当委員会が確認した事実等のとおりであり、水道等の使用状況及び当選人主張住所における任意の居住実態調査等から、特別の不自然さはなく一定程度の信憑性が認められ、当選人が居住していないと判断することは困難である。

#### ⑦本件期間における当選人の就労状況

当選人から当選人主張住所を生活の本拠とする証拠書類として、本件期間等に係る楽愛夢が作成した当選人の出勤簿及び積丹町から楽愛夢に対する支払通知書が提出されているが、これは当選人が代表社員に就任する会社が作成したものであり、また、就業の場所が必ずしも生活の本拠となり得るものではないことから証拠書類としては採用できない。

このため、これらにより当選人が居住しているとの判断はできないが、当委員会が確認した事実等のおり、当選人主張住所における任意の居住実態調査及び母親の証言等から、特別の不自然さはなく一定程度の信憑性が認められるため、当選人が居住していないと判断することは困難である。

#### ⑧運転免許証等の変更手続きの状況

運転免許証については、道路交通法に基づき、記載内容に変更があれば速やかに届け出なければならないが、当委員会が確認した事実等のおりであり、当選人の主張及び住民基本台帳法上の届出状況からは、当選人が同法で義務付けられた届出を怠っていたと推定する。

加入している保険証も含めて公的な諸手続きを行っておらず、当選人が当選人主張住所を生活の本拠として捉えていたとは言い難い事実であるが、これらをもって当選人が居住していないと判断することは困難である。

#### ⑨郵便物の状況

当選人は令和5年1月に当選人主張住所へ転送するよう郵便局へ転居届を提出したと主張する。また、当選人から当選人主張住所を生活の本拠とする証拠書類として、転送期間を2026年1月26日まで当選人主張住所とすることが記載された当選人宛て郵便封筒が提出されており、当委員会においても同様の郵便物を所有する。

郵便物については居住を確認する証拠書類の一つになりえるが、当選人の住民票や運転免許証等の状況からは、当選人が代表社員に就任する会社の事業に必要な手続きを行ったものと推測することができるため、証拠書類として採用はできないが、一方で当選人が居住していないと判断することも困難である。

#### ⑩住民税に関する状況

当選人は、令和4年3月末、立候補届出住所から当選人の母親が単身で居住する当選人主張住所の建物に移ったと主張しているが、当委員会が確認した事実等のおり、住民税に関して記載された住所は、立候補届出住所である。

当選人が当選人主張住所を生活の本拠として捉えていたとは言い難い事実であるが、これをもって当選人が居住していないと判断することは困難である。

#### ⑪当選人の母親に関する生活保護の状況

当委員会が確認した事実等のおりであり、当選人から当選人主張住所を生活の本拠とする証拠書類として、当選人の母親に係る生活保護費の返還通知書が提出されているが、生活保護費の受給は、原則として、暮らしをともにしている世帯を単位に行われ、世帯の最低生活費と、世帯の全員が得た収入を比べて保護が必要かどうかを決定し、最低生活費に足りない分を生活保護費として支給するものであり、暮らしをともにするとは、生計同一であるとされる。

生計同一とは同居である必要はなく、別居の場合も生計同一と認定されることがあるため、証拠書類として採用はできないが、一方で当選人が居住していないと判断することも困難である。

⑫関係者に対する出頭及び証言の請求及び元妻の住所に関する状況

当選人の母親の証言からは、令和4年4月から令和7年5月31日までの間、当選人の主張と符合しない箇所があるが、水道、プロパンガス及び電気の状況からは、当選人の母親が単身で当選人主張住所に居住していたとするには不自然な使用実績となっており、当選人の主張を覆すものとはとはいえない。

また、本件期間を含む令和7年6月1日以降の証言は、当選人の主張のほか、当選人主張住所の周辺住民への聞き取り調査及び、当委員会が実施した元妻の住所に関する検証と符合するところがあり、一定程度の信憑性が認められるため、当選人が居住していないと判断することは困難である。

6 結論

以上のことを総合的に判断すると、当選人が、住民票の転居届等の届出を怠っていたことが推定されるなど、他の法令上、又は、社会通念上、適当ではない事実等を確認したが、本件期間については、申出人の主張のとおり当選人の立候補届出住所に生活実態はないが、当選人が主張する当選人主張住所に生活の本拠があったことを覆すほどの事実等を確認できない。

したがって、当選人は令和7年6月14日から令和7年9月14日までの期間、引き続き3箇月以上、積丹町内の区域に住所を有していたと判断せざるを得ないため、当委員会は主文のとおり決定する。

令和7年12月29日

積丹町選挙管理委員会  
委員長 吉田 眞治

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。